

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会
伊達市緊急食料等提供事業（フードバンク事業）実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、伊達市内に居住する生活困窮者等が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合、食料等の生活に必要な現物（以下「食料等」という。）を提供することにより、世帯の自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とし、伊達市（以下「市」という。）の相談支援機関と連携の上、食料の提供を行う。

（対象者等）

第3条 この事業は、市内に居住し、次に掲げる事項のいずれかに該当する世帯等を対象とする。

- （1）市または本会の相談支援対象であり、一時的な食料等支援が必要な者（世帯）
- （2）行政機関・民生児童委員等が関わり、緊急な食料等支援が必要と認められる者（世帯）
- （3）そのほか、本会会長が特に必要と認めた者（世帯）及び事業

（申込方法）

第4条 この事業で食料等の提供を申し込む場合、緊急食料等提供事業申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、本会に提出するものとする。

（食料等の確保）

第5条 この事業で活用する食料は、フードバンクシステムに基づき提供された物のほか、市民等からの寄付によって賄うこととする。

2 フードバンク実施主体からの提供は、本会が必要とする食料等について提供依頼書により要望し、管理表に記載のうえ集計するとともに、その内容を別途報告する。

（食料等の提供）

第6条 本会は、要綱第3条にある食料等支援対象者と判断した場合、すみやかに相談者へ食料の提供を行う。ただし、市が緊急を要すると判断した場合は、本会への報告を事後とすることができる。

2 本会は、対象世帯の人数、年齢、生活状況等を勘案し、備蓄している食料品の中から、最長7日分の食料を提供する。ただし、この事業により食料提供を受けた者（世帯）に再度提供する場合は、原則として2カ月以上経過していることを基本とするが、特段の事情により継続提供が必要な場合はその限りでない。

（食品の管理）

第7条 本会職員は食料の種類、数、消費期限などを的確に把握するとともに、適切な衛生管理と保管によって行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。